

大阪市告示第219号

次の施設について、大阪市立早川福社会館条例（昭和37年大阪市条例第24号）第3条第2項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月24日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立早川福社会館 (貸室)	令和8年3月2日から同月31日まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立早川福社会館 (貸室を除く)	令和8年3月の土曜日、月曜日及び火曜日	午前9時30分から 午後5時30分まで

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)